⑳　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Mutsuo Ota,Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin Meishin Expressway The Viaduct of Ikezoko Bridge (Prestressed Concrete Superstructure)

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 16 September 2014

⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 1 December 2014. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 1 December 2014)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan Tel. 052―222―1447

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月15日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道　恵那山トンネル他１ＴＮ受配電設備更新工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）長野県下伊那郡阿智村
至）岐阜県中津川市神坂

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道　恵那山トンネル、神坂トンネルの特別高圧及び高圧受配電設備の更新を行うもので、機器製作、機器据付・撤去、試験調整等の全ての工事を行うものである。

⑸　工事概算数量

中央自動車道　恵那山トンネル

・東特別高圧受変電所　受電電圧　77,000Ｖ　主変圧器容量　4,000ＫＶＡ　更新

・西特別高圧受変電所　受電電圧　77,000Ｖ　主変圧器容量　4,000ＫＶＡ　更新

中央自動車道　恵那山トンネル（上り線）

・西坑口電気室　受電電圧　22,000Ｖ　主変圧器容量　1,000ＫＶＡ　更新

・立坑地下電気室　受電電圧　460Ｖ　主変圧器容量　30ＫＶＡ　更新

・斜坑地下電気室　受電電圧　460Ｖ　主変圧器容量　30ＫＶＡ　更新

・東坑口電気室　受電電圧　460Ｖ　主変圧器容量　20ＫＶＡ　更新

・第１電気集塵機室、第２電気集塵機室、第３電気集塵機室、第４電気集塵機室　各高圧受配電設備の撤去

中央自動車道　恵那山トンネル（下り線）

・西坑口電気室　受電電圧　22,000Ｖ　主変圧器容量　750ＫＶＡ　更新

・立坑地下電気室　受電電圧　460Ｖ　主変圧器容量　75ＫＶＡ　更新

・斜坑地下電気室　受電電圧　460Ｖ　主変圧器容量　75ＫＶＡ　更新

・東坑口電気室　受電電圧　22,000Ｖ　主変圧器容量　2,000ＫＶＡ　更新

中央自動車道　神坂トンネル

・神坂トンネル電気室　受電電圧　6,600Ｖ　主変圧器容量　200ＫＶＡ　更新

⑹　工期　契約締結の翌日から1,200日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

⑼　本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

⑽　本工事は、現地施工にかかる費用のみを低入札調査の対象とする工事である。

⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りでない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照))

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の受配電設備工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200 点以上（受配電設備工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の受配電設備工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（受配電設備工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）